

特定施設一覽表

注)P:原動機の定格出力(kW)
 なお詳細については法及び条例の各条文を参照されたい。

該当法			騒音関係				振動関係				
			騒音規制法		佐倉市環境保全条例(騒音)		振動規制法		佐倉市環境保全条例(振動)		
特定施設の種類の	該当地域	No.	用途区域全部	No.	用途区域全部	調整区域	No.	用途区域のうち工業専用地域を除く	No.	用途区域のうち工業専用地域を除く	工業専用地域及び調整区域
金属加工機械											
圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上)	1.	イ	○	1.	ア	○			1.	ア	○
製管機械	1.	ロ	○	1.	イ	○			1.	イ	○
ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上)	1.	ハ	(ロール式のものに限る)	1.	ウ	(ロール式以外のもの)	○				
液圧プレス	1.	ニ	(矯正プレスを除く)	1.	エ	(矯正プレスに限る)	○	1.	イ	(矯正プレスを除く)	(矯正プレスに限る) ○
機械プレス	1.	ホ	(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る)	1.	オ	(呼び加圧能力が294kN未満のものに限る)	○	1.	ロ	○	○
せん断機	1.	ヘ	(P≧3.75kW)	1.	カ		(P≧3.75kW)	1.	ハ	(P≧1kW)	(P≧1kW) ○
鍛造機	1.	ト	○	1.	キ	○		1.	ニ	○	○
ワイヤーフォーミングマシン	1.	チ	○	1.	ク		○	1.	ホ	(P≧37.5kW)	(P<37.5kW) ○
ブラスト	1.	リ	(タンブラスト以外のもので密閉式を除く)	1.	ケ	(タンブラスト及び密閉式に限る)	○				
タンブラー	1.	ヌ	○	1.	コ		○				
製鋸機			○	1.	サ	○					
製釘機			○	1.	シ	○					
切断機(高速度切断機)	1.	ル	(といしを用いるものに限る)	1.	ス	(といしを用いるもの以外)	○				
平削盤				1.	セ		○				
型削盤				1.	ソ		○				
研磨機				1.	タ		○				
自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5kW以上)				1.	チ		○				
圧縮機		2.	(空気圧縮機のみ、P≧7.5kW)	2.		(空気圧縮機:7.5kW>P≧3.75kW) (空気圧縮機以外:P≧3.75kW)	(P≧3.75kW)	2.		(P≧7.5kW)	(7.5kW>P≧3.75kW) ○ (P≧3.75kW)
送風機(排風機を含む)			(P≧7.5kW)	3.		(7.5>P≧3.75kW)	(P≧3.75kW)				
粉砕機											
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	3.		(P≧7.5kW)	4.	ア	(7.5kW>P)	○	3.		(P≧7.5kW)	(7.5kW>P≧3.75kW) ○ (P≧3.75kW)
食品加工用粉砕機				4.	イ	○	○				(P≧3.75kW) ○ (P≧3.75kW)
その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む)				4.	ウ	○	○				(P≧3.75kW) ○ (P≧3.75kW)
繊維機械											
織機(原動機を用いるものに限る)	4.		○	5.	ア		○	4.		○	○
紡績機械				5.	イ	○	○				
編組機				5.	ウ	○	○				
捲糸機				5.	エ	○	○				
建設用資材製造機械											
コンクリートプラント	5.	イ	(気ほうコンクリートプラントを除き、 混練機の混練容量が0.45・以上のものに限る)	6.	ア	(気ほうコンクリートプラント及び 混練機の混練容量が0.45・未満のものに限る)	○				
アスファルトプラント	5.	ロ	(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)	6.	イ	(混練機の混練重量が200kg未満のものに限る)	○				
穀物用製粉機(ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kW以上)	6.		○								
コンクリート製品製造機械											
コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上)								5.		○	
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kW以上)									5.	イ	○
木材加工機械											
ドラムバーカー	7.	イ	○	7.	ア		○	6.	イ	○	○
チップパー	7.	ロ	(P≧2.25kW)	7.	イ	(P<2.25kW)	○	6.	ロ	(P≧2.2kW)	(P<2.2kW) ○
砕木機	7.	ハ	○	7.	ウ		○				
帯のこ盤	7.	ニ	(製材用:P≧15kW) (木工用:P≧2.25kW)	7.	エ	(製材用:15kW>P≧0.75kW) (木工用:2.25kW>P≧0.75kW)	(P≧0.75kW)				
丸のこ盤	7.	ホ	(製材用:P≧15kW) (木工用:P≧2.25kW)	7.	オ	(製材用:15kW>P≧0.75kW) (木工用:2.25kW>P≧0.75kW)	(P≧0.75kW)				
かんな盤	7.	ヘ	(P≧2.25kW)	7.	カ	(2.25kW>P≧0.75kW)	(P≧0.75kW)				
抄紙機	8.		○	8.			○				
印刷機械(原動機を用いるものに限る)	9.		○	9.			○	7.		(P≧2.2kW)	(P≧2.2kW) ○
合成樹脂用射出成形機	10.		○	10.			○	9.		○	○
鋳造型機	11.		(ジョルト式のものに限る)	11.		(ジョルト式以外のものに限る)	○	10.		(ジョルト式のものに限る)	(ジョルト式のものに限る) ○
ニューマチックハンマー				12.			○				
ロール機				13.		○	○	8.		(ゴム練用又は合成樹脂用(カレンダーロール機を除く) (P≧30kW)	(ゴム練用又は合成樹脂用(カレンダーロール機を除く)) (P≧